

3. 土壤汚染状況調査及び区域の指定事例

3.1 土壤汚染状況調査について

3.1.1 法第3条に基づく調査

1) 有害物質使用特定施設の廃止

法第3条調査が報告された有害物質使用特定施設を施設の種類別に表 3-1 及び表 3-2 に示す。法第3条調査が報告された有害物質使用特定施設は、平成 27 年度において、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。累計においては、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」の順に多かった。

法第3条調査が一時的免除された有害物質使用特定施設は、平成 27 年度において、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。累計では、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」、「前各号（1～71 の4に相当する施設※）を除く洗浄施設」の順に多かった。

※ 1～71 の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

表 3-1 法第 3 条調査に関する有害物質使用特定施設（平成 27 年度）

（件数：重複回答有）

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設	調査が一時的免除された有害物質使用特定施設
業種(略)	特定施設名及び号番号、記号		
鉱業又は水洗炭業	選鉱施設 1、イ	0	2
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	染色施設 19、ト	2	1
	薬液浸透施設 19、チ	0	2
パルプ、紙又は紙加工品の製造業	湿式パーカー 23、ロ	1	0
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フィルム現像洗浄施設 23の2、イ	3	3
	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設 23の2、ロ	0	2
無機顔料製造業	廃ガス洗浄施設 26、ホ	0	3
前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	ろ過施設 27、イ	0	7
	遠心分離機 27、ロ	0	3
	廃ガス洗浄施設 27、ヌ	1	23
	湿式集じん施設 27、ル	0	1
メタン誘導品製造業	洗浄施設及びろ過施設 31、ハ	0	1
合成樹脂製造業	縮合反応施設 33、イ	2	2
	水洗施設 33、ロ	0	7
	遠心分離機 33、ハ	0	1
合成ゴム製造業	静置分離器 33、ニ	0	7
	水洗施設 34、ハ	0	1
前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	洗浄施設 37、イ	1	0
	分離施設 37、ロ	1	1
	廃ガス洗浄施設 37、タ	0	2
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設 46、イ	0	6
	ろ過施設 46、ロ	0	9
	廃ガス洗浄施設 46、ニ	0	6
医薬品製造業	ろ過施設 47、ロ	1	1
	分離施設 47、ハ	1	3
	混合施設 47、ニ	0	2
	廃ガス洗浄施設 47、ホ	0	3
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設 51の2	0	3
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設 53、イ	8	38
	廃ガス洗浄施設 53、ロ	1	7
窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	水洗式破碎施設 58、イ	0	9
	水洗式分別施設 58、ロ	0	3
鉄鋼業	ガス冷却洗浄施設 61、ロ	0	1
	圧延施設 61、ハ	0	1
	焼入れ施設 61、ニ	0	1
	湿式集じん施設 61、ホ	0	1
非鉄金属製造業	電解施設 62、ロ	0	1
	廃ガス洗浄施設 62、ホ	0	8
	湿式集じん施設 62、ヘ	0	6
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	焼入れ施設 63、イ	0	11
	電解式洗浄施設 63、ロ	0	1
	廃ガス洗浄施設 63、ホ	15	64
ガス供給業又はコークス製造業	ガス冷却洗浄施設 64、ロ	0	2
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設 65	48	259
電気めつき	電気めつき施設 66	37	144
エチレンオキサイド又は一・四・ジオキサン の混合施設	混合施設 66の2	0	1
旅館業	洗たく施設 66の3、ロ	1	0
洗たく業	洗浄施設 67	32	106
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設 68	13	30
病院	ちゆう房施設 68の2、イ	2	1
	洗浄施設 68の2、ロ	5	17
	入浴施設 68の2、ハ	2	0
自動車分解整備事業	洗車施設 70の2	1	0
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。) に関する研究、試験、検査又は専門教育を 行う事業場	洗浄施設 71の2、イ	58	350
一般廃棄物処理	焼入れ施設 71の2、ロ	0	3
	焼却施設 71の3	0	1
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設 71の4、イ	0	2
	産業廃棄物処理施設 71の4、ロ	3	2
前各号を除く	洗浄施設 71の5	28	117
前各号を除く	蒸留施設 71の6	2	10
し尿処理	し尿処理施設 72	1	0
前2号を除く	排水処理施設 74	2	12
合計		272	1,311

注) 1～71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

表 3-2 法第 3 条調査に関する有害物質使用特定施設（累計）

(件数: 重複回答有)

有害物質使用特定施設			調査結果が報告された有害物質使用特定施設	調査が一時的免除された有害物質使用特定施設	
業種(略)	特定施設名及び号番号、記号				
鉱業又は水洗炭業	選鉱施設	1、イ	0	2	
畜産食品製造業	原料処理施設	2、イ	1	0	
野菜又は果実を原料とする保存食品製造業	湯煮施設	4、ニ	0	1	
動物系飼料又は有機質肥料の製造業	原料処理施設	11、イ	4	0	
	圧搾施設	11、ハ	3	0	
	水洗式脱臭施設	11、ホ	3	0	
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工业	原料浸せき施設	19、ハ	1	0	
	精練機及び精練そう	19、ニ	12	2	
	シルケツト機	19、ホ	2	1	
	漂白機及び漂白そう	19、ヘ	4	1	
	染色施設	19、ト	64	40	
	薬液浸透施設	19、チ	8	11	
	のり抜き施設	19、リ	1	0	
化学繊維製造業	原料回収施設	21、ハ	0	1	
合板製造業	接着機洗浄施設	21の3	0	1	
木材薬品処理業	薬液浸透施設	22、ロ	3	2	
パルプ、紙又は紙加工品の製造業	原料浸せき施設	23、イ	2	0	
	湿式パーカー	23、ロ	2	0	
	抄紙施設	23、チ	1	0	
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フィルム現像洗浄施設	23の2、イ	12	16	
	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	23の2、ロ	9	18	
化学肥料製造業	水洗式破碎施設	24、ハ	0	1	
	廃ガス洗浄施設	24、ニ	0	7	
水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業	塩水精製施設	25、イ	0	1	
	電解施設	25、ロ	0	1	
無機顔料製造業	洗浄施設	26、イ	7	5	
	ろ過施設	26、ロ	6	9	
	遠心分離機	26、ハ	0	1	
	廃ガス洗浄施設	26、ホ	4	32	
	ろ過施設	27、イ	9	42	
前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	遠心分離機	27、ロ	4	27	
	亜硫酸ガス冷却洗浄施設	27、ハ	0	1	
	反応施設	27、ヘ	0	1	
	廃ガス洗浄施設	27、ヌ	14	97	
	湿式集じん施設	27、ル	0	10	
	カーバイト法アセチレン誘導品製造業	湿式アセチレンガス発生施設	28、イ	1	0
	洗浄施設及び蒸りゆう施設	28、ロ	0	1	
メタン誘導品製造業	蒸りゆう施設	31、イ	0	2	
	洗浄施設及びろ過施設	31、ハ	0	3	
有機顔料又は合成染料の製造業	ろ過施設	32、イ	3	2	
	遠心分離機	32、ハ	0	3	
	廃ガス洗浄施設	32、ニ	1	1	
合成樹脂製造業	縮合反応施設	33、イ	2	6	
	水洗施設	33、ロ	2	12	
	遠心分離機	33、ハ	1	5	
	静置分離器	33、ニ	2	12	
	ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施	33、ホ	0	1	
	廃ガス洗浄施設	33、リ	1	4	
合成ゴム製造業	水洗施設	34、ハ	0	3	
有機ゴム薬品製造業	分離施設	35、ロ	0	2	
	廃ガス洗浄施設	35、ハ	0	1	
合成洗剤製造業	廃ガス洗浄施設	36、ロ	0	1	
	湿式集じん施設	36、ハ	0	1	
前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	洗浄施設	37、イ	5	16	
	分離施設	37、ロ	17	33	
	ろ過施設	37、ハ	0	5	
	急冷施設及び蒸りゆう施設	37、ニ	2	3	
	蒸りゆう施設	37、ホ	2	2	
	反応施設及びメチルアルコール回収施設	37、ヨ	0	1	
	廃ガス洗浄施設	37、タ	3	14	
	洗浄施設	41、イ	1	0	
抽出施設	41、ロ	2	0		
写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設	43	1	2	
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設	46、イ	4	46	
	ろ過施設	46、ロ	6	61	
	廃ガス洗浄施設	46、ニ	6	66	

(続き)

(件数:重複回答有)

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設	調査が一時的免除された有害物質使用特定施設	
業種(略)	特定施設名及び番号、記号			
医薬品製造業	動物原料処理施設	47、イ	0	1
	ろ過施設	47、ロ	4	29
	分離施設	47、ハ	4	42
	混合施設	47、ニ	2	26
	廃ガス洗浄施設	47、ホ	3	32
農薬製造業	混合施設	49	2	2
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設	50	1	3
石油精製業	原油常圧蒸りゆう施設	51、ロ	0	1
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、 ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設	51の2	2	36
皮革製造業	洗浄施設	52、イ	3	0
	石灰づけ施設	52、ロ	2	0
	タンニンづけ施設	52、ハ	2	0
	クロム浴施設	52、ニ	26	0
	染色施設	52、ホ	2	0
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設	53、イ	87	334
	廃ガス洗浄施設	53、ロ	13	50
セメント製品製造業	成型機	54、ロ	0	2
窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	水洗式破砕施設	58、イ	10	46
	水洗式分別施設	58、ロ	3	5
	酸処理施設	58、ハ	1	2
	脱水施設	58、ニ	1	3
鉄鋼業	ガス冷却洗浄施設	61、ロ	0	4
	圧延施設	61、ハ	0	1
	焼入れ施設	61、ニ	1	2
	湿式集じん施設	61、ホ	0	2
非鉄金属製造業	還元そう	62、イ	0	7
	電解施設	62、ロ	1	20
	廃ガス洗浄施設	62、ホ	11	57
	湿式集じん施設	62、ヘ	1	11
金属製品製造業又は機械器具製造業 (武器製造業を含む。)	焼入れ施設	63、イ	27	54
	電解式洗浄施設	63、ロ	7	20
	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設	63、ハ	2	15
	廃ガス洗浄施設	63、ホ	167	464
石炭を燃料とする火力発電	廃ガス洗浄施設	63の3	0	1
ガス供給業又はコークス製造業	ガス冷却洗浄施設	64、ロ	0	2
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設	65	666	2,576
電気めつき	電気めつき施設	66	606	1,840
エチレンオキサイド又は一・四-ジオキサン の混合施設	混合施設	66の2	1	2
旅館業	洗たく施設	66の3、ロ	1	0
洗たく業	洗浄施設	67	514	958
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	68	34	103
病院	ちゆう房施設	68の2、イ	13	8
	洗浄施設	68の2、ロ	64	74
	入浴施設	68の2、ハ	14	7
中央卸売市場	仲卸売場	69の2、ロ	1	0
自動車分解整備事業	洗車施設	70の2	3	1
自動式車両洗浄	自動式車両洗浄施設	71	0	2
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に 関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事	洗浄施設	71の2、イ	581	1,799
	焼入れ施設	71の2、ロ	3	4
一般廃棄物処理	焼却施設	71の3	1	3
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	71の4、イ	3	18
	産業廃棄物処理施設	71の4、ロ	5	14
前各号を除く	洗浄施設	71の5	406	1,818
前各号を除く	蒸留施設	71の6	46	233
し尿処理	し尿処理施設	72	5	3
前2号を除く	排水処理施設	74	24	69
合計			3,614	11,446

注) 1~71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

3.1.2 法第4条に基づく調査

平成27年度における法第4条調査の調査義務発生契機となる法第4条第1項に基づく形質変更届出件数は10,650件であり、法第4条第2項の調査命令が発出された件数は118件であった。

表3-4 形質変更の届出件数と調査命令件数

	形質変更の届出件数	調査命令発出件数
平成22年度	10,815	270
平成23年度	9,525	180
平成24年度	9,949	126
平成25年度	10,848	142
平成26年度	10,602	164
平成27年度	10,650	118
合計	62,389	1,000

平成 27 年度に調査結果の報告を受けた事案について、届出面積別の調査報告件数を表 3-5 に示す。「3,000m²以上 5,000m²未満」、「7,000m²以上 10,000m²未満」、「5,000m²以上 7,000m²未満」の順に多かった。また、調査報告件数 130 件の平均面積は 15,644 m²、中央値は 7,485 m²、最大面積は 404,000 m²であった。

表 3-5 面積別の調査報告件数（平成 27 年度）

届出面積 (m ²)	調査報告件数
0 < S < 3,000	9
3,000 ≤ S < 5,000	23
5,000 ≤ S < 7,000	19
7,000 ≤ S < 10,000	21
10,000 ≤ S < 15,000	12
15,000 ≤ S < 30,000	17
30,000 ≤ S < 50,000	4
50,000 ≤ S < 100,000	4
100,000m ² 以上	1
小計	110
不明	20
回答事例数	130
平均面積 (m ²)	15,644
中央面積(中央値) (m ²)	7,485
最大面積 (m ²)	404,000
合計面積 (m ²)	1,720,880

注) 3,000m²未満の面積における形質変更の届出理由例

工事計画全体では 3,000m²以上であるが、用地取得等に伴い敷地の一部に工期のずれが生じた。これより着工する敷地から形質変更の届出を提出するため届出面積が 3,000m²未満となった。

3.1.3 法第5条に基づく調査

法第5条調査の契機を表3-6に示す。平成27年度において調査結果の報告が1件あった。

表3-6 法第5条調査命令の発出の契機

(件数：複数回答有)

	調査結果報告件数		不適合事例		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業など (第三種) 不適合		複合汚染	
	H27	累計	H27	累計	H27	累計	H27	累計	H27	累計	H27	累計
	行政による調査	0	(3)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0
土壌汚染対策法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例、要綱等に基づく立入検査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の方に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
行政による任意の土壌調査	0	(1)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の地下水調査	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による地下水調査	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による公共用水域の調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の公共用水域調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
事業者等による調査	1	(4)	1	(2)	1	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例、要綱に基づく土壌調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の土壌調査	1	(4)	1	(2)	1	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
回答事例数	1	(6)	1	(4)	1	(2)	0	(2)	0	(0)	0	(0)

注1) 各小計は該当分類での事例数を示す。

注2) ()内の数字は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成27年度末までの累計件数である。

3.1.4 調査の省略を行った事例

平成27年度における法第3条、法第4条及び法第5条に基づく土壌汚染状況調査において、規則第11条に基づき、調査を省略した段階別の報告件数を表3-7に示す。

表3-7 調査を省略した段階別件数(平成27年度)

	法第3条 調査	法第4条 調査	法第5条 調査	合計
特定有害物質の種類を省略	2	0	0	2
おそれの区分の分類を省略	0	2	0	2
試料採取等を行う区画の選定を省略	0	0	0	0
試料採取等を行う区画の選定後に省略	3	0	0	3
試料採取等の実施を省略	9	1	0	10
うち土壌ガス調査又は地下水調査	1	0	0	1
うち土壌ガスが検出された場合のボーリング調査	6	0	0	6
うち30m格子内の汚染範囲確定のための追加的試料採取	2	1	0	3
合計	14	3	0	17
調査結果報告件数	254	130	1	385

3.1.5 調査対象物質・調査方法

法第3条、法第4条、法第5条及び法第14条に基づく土壌汚染状況調査事例における、調査対象物質を表3-8に示す。平成27年度の調査対象物質は、VOCでは「トリクロロエチレン」、「1・1-ジクロロエチレン」、「シス-1・2-ジクロロエチレン」の順に多かった。重金属等では「鉛及びその化合物」、「六価クロム化合物」、「ふっ素及びその化合物」の順に多かった。また農薬等では、「ポリ塩化ビフェニル（PCB）」、「有機りん化合物」の順に多く、次いで「チオベンカルブ」と「チウラム」が同数であった。

表3-8 調査対象物質

(件数：複数回答有)

	VOC(第一種)											重金属等(第二種)										農薬等(第三種)				
	四塩化炭素	一・二-ジクロロエタン	一・一-ジクロロエチレン	シス-1・2-ジクロロエチレン	一・三-ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一-トリクロロエタン	一・一・二-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
法第3条調査	61	64	117	118	54	91	97	75	57	122	81	75	125	104	76	30	58	113	71	119	132	35	35	36	52	39
法第4条調査	25	19	31	31	10	41	23	27	12	31	66	37	66	52	51	16	25	77	41	51	59	6	6	6	16	11
法第5条調査	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第14条申請	157	153	196	194	140	172	177	168	146	196	191	190	233	196	186	84	170	273	233	241	207	85	86	85	130	85
平成27年度	244	236	344	343	204	304	298	270	215	350	338	302	424	352	313	130	253	463	345	411	398	126	127	127	198	135
累計	1,589	1,494	2,506	2,452	1,295	1,978	2,152	1,701	1,368	2,491	2,118	1,901	3,007	2,465	2,018	778	1,683	3,121	2,168	2,792	2,597	754	751	777	1,222	845

注) 累計は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成27年度末までの件数である。

3.2 区域の指定について

3.2.1 要措置区域等の指定状況

1) 特定有害物質別及び調査の契機別の要措置区域等指定件数

平成 27 年度に指定された要措置区域等において基準不適合であった特定有害物質別の指定件数を表 3-10 及び図 3-1 に示す。要措置区域等のうち、VOCのみの基準不適合は 31 件、重金属等のみの基準不適合は 386 件、農薬等の基準不適合は 0 件、複合汚染（VOC、重金属等、農薬等のいずれか2種類以上の基準不適合）は 62 件であった。

表 3-10 特定有害物質別の要措置区域等指定件数（平成 27 年度）

	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域件 数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
法第3条	28	72	100	18	68	0	14
法第4条	10	40	50	2	40	0	8
法第5条	0	0	0	0	0	0	0
法第14条	32	287	319	10	274	0	35
法第3条・法第14条	0	4	4	1	1	0	2
法第4条・法第14条	2	3	5	0	3	0	2
処理業省令第13条	0	1	1	0	0	0	1
計	72	407	479	31	386	0	62

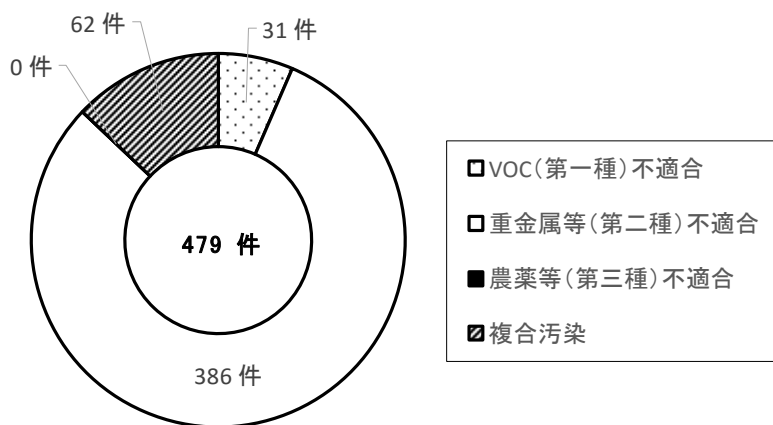


図 3-1 特定有害物質別の要措置区域等指定件数（平成 27 年度）

2) 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数

平成 27 年度に指定された要措置区域等の指定件数を都道府県・政令市別に表 3-11 に示す。
要措置区域等の指定件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。

表 3-11 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数（平成 27 年度）

都道府県 政令市	調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染	
北海道地区	北海道	4	0	2	2	0	2	0	0
	札幌市	12	3	5	8	0	4	0	4
	函館市	0	0	0	0	0	0	0	0
	旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	16	3	7	10	0	6	0	4
東北地区	青森県	2	0	0	0	0	0	0	0
	青森市	2	0	2	2	0	2	0	0
	八戸市	2	0	1	1	0	1	0	0
	岩手県	9	2	7	9	0	9	0	0
	盛岡市	2	0	0	0	0	0	0	0
	宮城県	6	1	4	5	0	5	0	0
	仙台市	3	1	1	2	1	1	0	0
	秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0
	秋田市	0	0	0	0	0	0	0	0
	山形県	4	0	2	2	0	2	0	0
	山形市	1	0	1	1	0	1	0	0
	福島県	5	1	3	4	0	4	0	0
	福島市	0	0	0	0	0	0	0	0
	郡山市	6	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	1	0	1	1	0	1	0	0	
計	43	5	22	27	1	26	0	0	
関東地区	茨城県	8	2	6	8	1	6	0	1
	水戸市	2	1	1	2	0	1	0	1
	つくば市	4	0	0	0	0	0	0	0
	栃木県	10	0	1	1	0	1	0	0
	宇都宮市	6	1	2	3	1	2	0	0
	群馬県	10	0	1	1	0	1	0	0
	前橋市	0	0	0	0	0	0	0	0
	高崎市	2	0	0	0	0	0	0	0
	伊勢崎市	0	0	0	0	0	0	0	0
	太田市	3	1	1	2	0	2	0	0
	埼玉県	33	8	12	20	3	15	0	2
	さいたま市	4	1	3	4	1	3	0	0
	川越市	1	1	2	3	0	3	0	0
	熊谷市	0	0	0	0	0	0	0	0
	川口市	3	0	2	2	0	2	0	0
	所沢市	5	1	1	2	1	1	0	0
	春日部市	0	0	0	0	0	0	0	0
	草加市	2	1	0	1	1	0	0	0
	越谷市	5	0	1	1	0	1	0	0
	千葉県	5	1	4	5	0	5	0	0
	千葉市	5	1	2	3	0	3	0	0
	市川市	2	0	2	2	0	2	0	0
	船橋市	2	1	2	3	0	1	0	2
	松戸市	0	0	0	0	0	0	0	0
	柏市	1	1	1	2	0	0	0	2
	市原市	2	0	1	1	1	0	0	0
	東京都	149	14	92	106	8	82	0	16
	八王子市	5	1	2	3	0	3	0	0
町田市	1	0	1	1	0	1	0	0	
神奈川県	10	2	4	6	0	6	0	0	
横浜市	34	0	9	9	0	9	0	0	
川崎市	11	0	6	6	1	5	0	0	

(続き)

都道府県 政令市	調査結果 報告件数								
		要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染	
関東地区	相模原市	4	0	2	2	0	2	0	0
	横須賀市	2	0	2	2	0	1	0	1
	平塚市	5	1	2	3	0	3	0	0
	藤沢市	2	0	0	0	0	0	0	0
	小田原市	0	0	0	0	0	0	0	0
	茅ヶ崎市	2	0	3	3	1	2	0	0
	厚木市	1	0	1	1	0	0	0	1
	大和市	0	0	0	0	0	0	0	0
	新潟県	6	0	2	2	0	2	0	0
	新潟市	6	0	3	3	0	2	0	1
	長岡市	1	0	1	1	0	1	0	0
	上越市	0	0	0	0	0	0	0	0
	山梨県	7	2	4	6	1	5	0	0
	甲府市	1	0	1	1	0	1	0	0
	静岡県	3	0	0	0	0	0	0	0
	静岡市	5	0	2	2	0	2	0	0
	浜松市	6	2	2	4	0	3	0	1
	沼津市	2	1	2	3	0	3	0	0
	富士市	1	0	0	0	0	0	0	0
計	379	44	186	230	20	182	0	28	
中部地区	富山県	0	0	0	0	0	0	0	0
	富山市	2	0	0	0	0	0	0	0
	石川県	1	0	1	1	0	1	0	0
	金沢市	2	1	3	4	0	4	0	0
	福井県	0	0	0	0	0	0	0	0
	福井市	3	0	2	2	0	1	0	1
	長野県	4	1	3	4	0	1	0	3
	長野市	3	1	0	1	0	1	0	0
	松本市	2	2	2	4	0	4	0	0
	岐阜県	3	0	4	4	0	4	0	0
	岐阜市	4	1	1	2	0	2	0	0
	愛知県	6	1	3	4	1	3	0	0
	名古屋市	23	2	11	13	0	10	0	3
	豊橋市	1	0	1	1	0	1	0	0
	岡崎市	4	0	1	1	0	1	0	0
	一宮市	2	0	0	0	0	0	0	0
	春日井市	0	0	0	0	0	0	0	0
	豊田市	0	0	0	0	0	0	0	0
	三重県	1	0	1	1	0	1	0	0
	四日市市	1	0	1	1	0	1	0	0
計	62	9	34	43	1	35	0	7	
近畿地区	滋賀県	15	3	3	6	2	4	0	0
	大津市	1	0	0	0	0	0	0	0
	京都府	2	0	2	2	0	2	0	0
	京都市	8	3	4	7	1	6	0	0
	大阪府	16	0	10	10	1	9	0	0
	大阪市	35	0	27	27	2	20	0	5
	堺市	8	0	7	7	0	5	0	2
	岸和田市	0	0	0	0	0	0	0	0
	豊中市	1	0	1	1	0	1	0	0
	吹田市	4	1	3	4	0	4	0	0
	高槻市	8	1	7	8	1	7	0	0
	枚方市	4	0	1	1	0	1	0	0
	茨木市	2	0	0	0	0	0	0	0
	八尾市	1	0	1	1	0	1	0	0
	寝屋川市	1	0	0	0	0	0	0	0
	東大阪市	2	0	2	2	1	1	0	0
	兵庫県	26	0	17	17	0	15	0	2
	神戸市	8	0	6	6	0	6	0	0
	姫路市	0	0	0	0	0	0	0	0
尼崎市	9	0	8	8	0	6	0	2	

(続き)

都道府県 政令市	調査結果 報告件数								
		要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染	
近畿地区	明石市	4	0	4	4	0	4	0	0
	西宮市	3	0	1	1	0	1	0	0
	加古川市	2	0	2	2	0	1	0	1
	宝塚市	0	0	0	0	0	0	0	0
	奈良県	1	0	0	0	0	0	0	0
	奈良市	0	0	1	1	0	1	0	0
	和歌山県	1	1	0	1	0	0	0	1
	和歌山市	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	162	9	107	116	8	95	0	13
中国 四国地区	鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0
	鳥取市	1	0	1	1	0	1	0	0
	鳥根県	2	0	0	0	0	0	0	0
	松江市	0	0	0	0	0	0	0	0
	岡山県	6	0	1	1	0	0	0	1
	岡山市	2	0	2	2	0	2	0	0
	倉敷市	3	0	4	4	0	1	0	3
	広島県	5	0	2	2	0	2	0	0
	広島市	4	0	1	1	0	0	0	1
	呉市	0	0	0	0	0	0	0	0
	福山市	0	0	0	0	0	0	0	0
	山口県	4	0	5	5	0	2	0	3
	下関市	3	1	1	2	0	2	0	0
	徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0
	徳島市	0	0	0	0	0	0	0	0
	香川県	0	0	0	0	0	0	0	0
	高松市	4	0	2	2	0	2	0	0
	愛媛県	1	0	1	1	0	1	0	0
	松山市	1	0	0	0	0	0	0	0
	高知県	0	0	0	0	0	0	0	0
高知市	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	36	1	20	21	0	13	0	8	
九州地区	福岡県	12	1	8	9	0	9	0	0
	北九州市	8	0	7	7	0	5	0	2
	福岡市	6	0	3	3	0	3	0	0
	久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0
	佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0
	佐賀市	0	0	0	0	0	0	0	0
	長崎県	1	0	0	0	0	0	0	0
	長崎市	5	0	2	2	0	2	0	0
	佐世保市	5	0	3	3	0	3	0	0
	熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊本市	3	0	1	1	0	1	0	0
	大分県	5	0	5	5	0	5	0	0
	大分市	2	0	1	1	0	1	0	0
	宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0
	宮崎市	0	0	0	0	0	0	0	0
	鹿児島県	3	0	0	0	0	0	0	0
	鹿児島市	2	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	2	0	1	1	1	0	0	0	
那覇市	2	0	0	0	0	0	0	0	
計	56	1	31	32	1	29	0	2	
合計	754	72	407	479	31	386	0	62	

注1) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

注2) 調査結果報告件数は、旧法施行規則附則第2条(経過措置)の適用件数を含む。

注3) 調査結果報告件数は、法第3条、法第4条、法第5条、法第14条及び処理業省令第13条に関する件数を示す。

3.2.2 指定区域対象物質

要措置区域等において、基準不適合であった特定有害物質を表 3-12、図 3-2 及び図 3-3 に示す。平成 27 年度に指定された要措置区域等において、VOC では「テトラクロロエチレン」と「トリクロロエチレン」が同数であり、次いで「シス-1,2-ジクロロエチレン」となっている。重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。累計においては、VOC では「テトラクロロエチレン」、「トリクロロエチレン」、「シス-1,2-ジクロロエチレン」の順に多く、重金属等では、「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。

表 3-12 特定有害物質別の要措置区域等指定件数

(件数：複数回答有)

(件数：複数回答有)

		特定有害物質																									
		VOC(第一種)											重金属等(第二種)							農薬等(第三種)							
		四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・一ジクロロエチレン	シス・一・二ジクロロエチレン	一・三ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
要措置区域件数	H27	0	0	5	10	1	1	16	0	0	11	5	1	21	5	2	1	1	19	18	24	11	0	0	0	0	0
累計		(4)	(1)	(18)	(55)	(1)	(5)	(108)	(8)	(0)	(73)	(28)	(14)	(126)	(23)	(30)	(1)	(14)	(178)	(105)	(146)	(43)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
形質変更時 要届出区域件数	H27	16	18	25	34	15	20	37	18	18	42	28	28	90	55	68	10	42	256	165	185	53	4	3	3	8	3
累計		(41)	(47)	(74)	(154)	(36)	(50)	(162)	(49)	(41)	(175)	(118)	(103)	(431)	(242)	(284)	(12)	(144)	(1,604)	(845)	(1,081)	(236)	(16)	(15)	(14)	(28)	(14)
指定件数	H27	16	18	30	44	16	21	53	18	18	53	33	29	111	60	70	11	43	275	183	209	64	4	3	3	8	3
累計		(46)	(49)	(103)	(267)	(37)	(67)	(340)	(59)	(42)	(323)	(150)	(123)	(689)	(316)	(338)	(14)	(162)	(1,908)	(986)	(1,333)	(345)	(16)	(15)	(14)	(29)	(14)
土壌溶出量	H27	8	8	16	28	8	11	37	8	7	30	17	19	98	47	55	1	29	161	166	190	54	4	3	3	7	3
累計		(37)	(34)	(73)	(274)	(26)	(50)	(304)	(40)	(27)	(274)	(135)	(106)	(657)	(298)	(319)	(2)	(147)	(1,670)	(1,000)	(1,335)	(330)	(14)	(13)	(12)	(27)	(13)
土壌含有量	H27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13	21	17	19	0	10	206	24	39	12	—	—	—	—	—
累計													(98)	(386)	(215)	(241)	(1)	(93)	(1,744)	(669)	(874)	(169)					
土壌ガス調査	H27	0	2	5	8	1	2	8	1	1	13	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
累計		(27)	(23)	(68)	(181)	(18)	(31)	(228)	(40)	(21)	(216)	(110)															

注1) 1件の事例で複数の物質について超過しているものがある。

注2) 指定件数の累計には、旧法の指定区域を含むため、要措置区域と形質変更時要届出区域の累計の合計とは一致しない。

注3) 1件の事例で、同じ有害物質についてみると、①土壌溶出量と土壌ガス調査がともに超過している場合や②土壌溶出量と土壌含有量がともに超過している場合があるため、土壌溶出量、土壌含有量、土壌ガス調査の合計は、指定件数と一致しない。

注4) 1つの指定区域について調査報告書が複数ある場合があるため、指定件数よりも土壌溶出量、土壌含有量及び土壌ガス調査のそれぞれの数が大きくなる場合がある。

3.2.3 業種区分

平成 27 年度に指定された要措置区域等について、基準不適合となった特定有害物質を業種区分別に表 3-13 に示す。VOC による基準不適合件数が最も多かった業種は、「生活関連サービス業、娯楽業」であり、重金属等による基準不適合件数が多かった業種は、「製造業」であった。

表 3-13 業種区分別の要措置区域等指定件数及び基準不適合物質（平成 27 年度）

	指定件数	VOC（第一種）不適合	重金属等（第二種）不適合	農業等（第三種）不適合	複合汚染	調査の省略	VOC（第一種）													重金属等（第二種）										農業等（第三種）				
							四塩化炭素													アルキル水銀										有機りん化合物				
							一・一・二・ジクロロエタン	一・一・一・ジクロロエチレン	一・一・一・三・ジクロロプロペン	シス・一・一・二・ジクロロエチレン	一・一・二・ジクロロエタン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	一・一・一・三・ジクロロプロペン	一・一・一・二・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	セレン及びその化合物	チオベンカルブ	シマジン	チオベンカルブ	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	有機りん化合物		
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0
05 鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	
D 建設業	15	1	14	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	4	3	3	3	7	10	8	1	0	0	0	0	0	0	
06 総合工事業	11	0	11	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	2	2	2	5	9	7	0	0	0	0	0	0	0	
07 職別工事業（設備工事業を除く）	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
08 設備工事業	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
E 製造業	165	7	127	0	31	22	7	9	13	21	7	10	22	8	9	24	13	10	52	28	18	2	19	88	53	90	42	3	2	2	4	2		
09 食品製造業	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
10 飲料・たばこ・飼料製造業	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	
11 繊維工業	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
15 印刷・同関連業	6	0	4	0	2	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	5	1	0	2	0	0	0	0	0	0	
16 化学工業	16	2	6	0	8	7	4	6	5	5	4	6	4	4	4	6	7	1	5	5	6	0	4	7	8	8	4	0	0	0	1	0	0	
17 石油製品・石炭製品製造業	5	0	4	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	1	0	1	4	2	2	1	0	0	0	0	0	0	
21 窯業・土石製品製造業	9	0	9	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	4	4	4	7	1	0	0	0	0	0	0	
22 鉄鋼業	9	0	8	0	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	5	2	1	0	1	9	5	7	5	1	0	0	0	0	0	
23 非鉄金属製造業	5	0	4	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	3	3	3	4	1	0	0	0	1	0	0	
24 金属製品製造業	39	1	28	0	10	6	2	2	4	9	2	2	8	3	3	8	3	3	22	16	4	2	4	11	6	21	18	2	2	2	2	2	2	
25 はん用機械器具製造業	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
26 生産用機械器具製造業	7	0	5	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	1	1	1	0	0	5	2	5	1	0	0	0	0	0	0	
27 業務用機械器具製造業	5	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	3	2	0	0	0	0	0	0	
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	15	2	12	0	1	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0	2	1	0	1	2	0	0	1	8	4	9	1	0	0	0	0	0	0	
29 電気機械器具製造業	13	0	11	0	2	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0	2	0	0	1	1	2	0	1	10	5	6	2	0	0	0	0	0	0	
31 輸送用機械器具製造業	14	0	12	0	2	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	4	0	1	0	0	8	3	8	2	0	0	0	0	0	0	
32 その他の製造業	9	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	7	5	3	1	0	0	0	0	0	0	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	19	0	16	0	3	4	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	1	4	2	0	0	14	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0
33 電気業	5	0	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	
34 ガス業	10	0	7	0	3	2	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	0	4	1	0	0	6	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0
36 水道業	4	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	4	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0
G 情報通信業	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41 映像・音声・文字情報制作業	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3.2.4 汚染の規模（面積・深度・土量）

平成 27 年度に指定された要措置区域等において、汚染の規模（基準不適合面積、汚染到達深度及び基準不適合土量）を表 3-14 から表 3-16 及び図 3-4 から図 3-6 に示す。

1) 基準不適合面積

基準不適合面積について、表 3-14 及び図 3-4 に示す。平成 27 年度の指定件数においては、「1,000m²以上 3,000m²未満」、「200m²以上 500m²未満」、「500m²以上 1000m²未満」の順に多かった。

表 3-14 基準不適合面積（平成 27 年度）

基準不適合面積 (m ²)	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%
0 ≤ s < 20	1	1%	3	1%	4	1%	1	3%	3	1%	0	0%	0	0%
20 ≤ s < 50	1	3%	11	4%	12	4%	1	7%	9	3%	0	0%	2	4%
50 ≤ s < 100	9	16%	27	11%	36	11%	9	38%	26	10%	0	0%	1	5%
100 ≤ s < 200	15	37%	46	22%	61	25%	5	55%	53	24%	0	0%	3	11%
200 ≤ s < 500	23	70%	58	37%	81	42%	7	79%	69	43%	0	0%	5	20%
500 ≤ s < 1,000	4	76%	59	53%	63	56%	3	90%	54	57%	0	0%	6	31%
1,000 ≤ s < 3,000	11	91%	86	75%	97	77%	1	93%	78	78%	0	0%	18	64%
3,000 ≤ s < 5,000	2	94%	26	82%	28	84%	1	97%	21	84%	0	0%	6	75%
5,000 ≤ s < 10,000	1	96%	32	90%	33	91%	0	97%	30	92%	0	0%	3	80%
10,000m ² 以上	3	100%	39	100%	42	100%	1	100%	30	100%	0	0%	11	100%
小計	70	-	387	-	457	-	29	-	373	-	0	-	55	-
不明件数	2	-	20	-	22	-	2	-	13	-	0	-	7	-
回答事例数	72	-	407	-	479	-	31	-	386	-	0	-	62	-
平均面積 (m ²)	2,742		8,505		7,623		1,063		8,005		0		8,484	
最大面積 (m ²)	74,118		771,842		771,842		19,461		771,842		0		80,100	
合計面積 (m ²)	191,934		3,291,552		3,483,486		30,837		2,986,003		0		466,646	

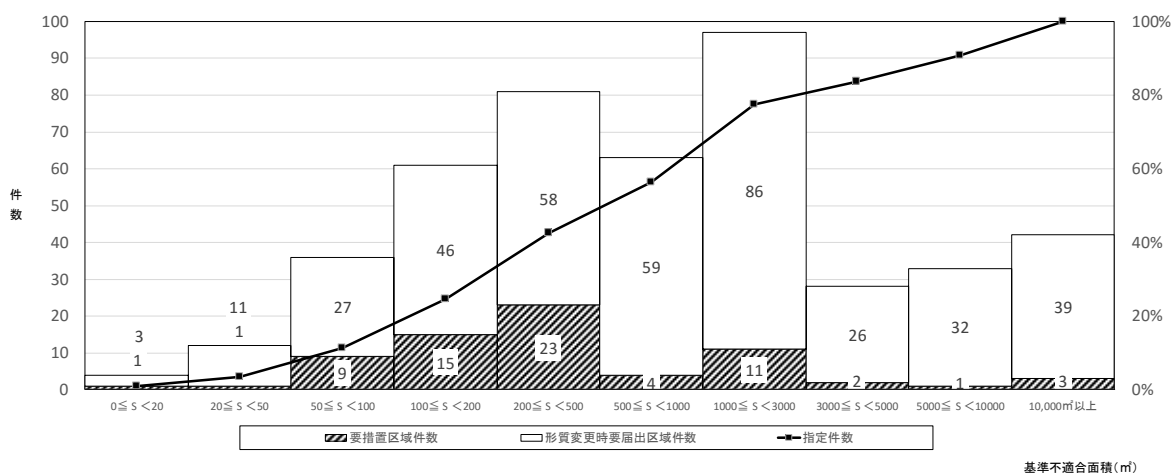


図 3-4 基準不適合面積（平成 27 年度）

2) 汚染到達深度

汚染到達深度について、表 3-15 及び図 3-5 に示す。平成 27 年度の指定件数においては、「1m 超過 2m 以下」、「0.5m 超過 1m 以下」、「5m 超過 10m 以下」の順に多かった。

表 3-15 汚染到達深度（平成 27 年度）

汚染到達深度 (m) (基準超過最大深度)	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%
0 ≤ D < 0.5	0	0%	2	1%	2	1%	0	0%	2	1%	0	0%	0	0%
0.5 ≤ D < 1	9	19%	30	19%	39	19%	4	22%	33	19%	0	0%	2	11%
1 ≤ D < 2	9	38%	36	40%	45	39%	4	44%	41	42%	0	0%	0	11%
2 ≤ D < 3	10	58%	26	55%	36	56%	4	67%	31	59%	0	0%	1	16%
3 ≤ D < 4	1	60%	16	64%	17	63%	1	72%	14	66%	0	0%	2	26%
4 ≤ D < 5	6	73%	14	73%	20	73%	3	89%	14	74%	0	0%	3	42%
5 ≤ D < 10	9	92%	29	89%	38	90%	1	94%	29	90%	0	0%	8	84%
10 ≤ D < 15	4	100%	14	98%	18	98%	1	100%	15	98%	0	0%	2	95%
15m 超過	0	100%	4	100%	4	100%	0	100%	3	100%	0	0%	1	100%
小計	48	-	171	-	219	-	18	-	182	-	0	-	19	-
不明件数	24	-	236	-	260	-	13	-	204	-	0	-	43	-
回答事例数	72	-	407	-	479	-	31	-	386	-	0	-	62	-
平均深度(m)	3.6		3.8		3.8		2.7		3.6		-		6.2	
最深深度(m)	14.0		33.5		33.5		12.5		33.5		-		16.0	

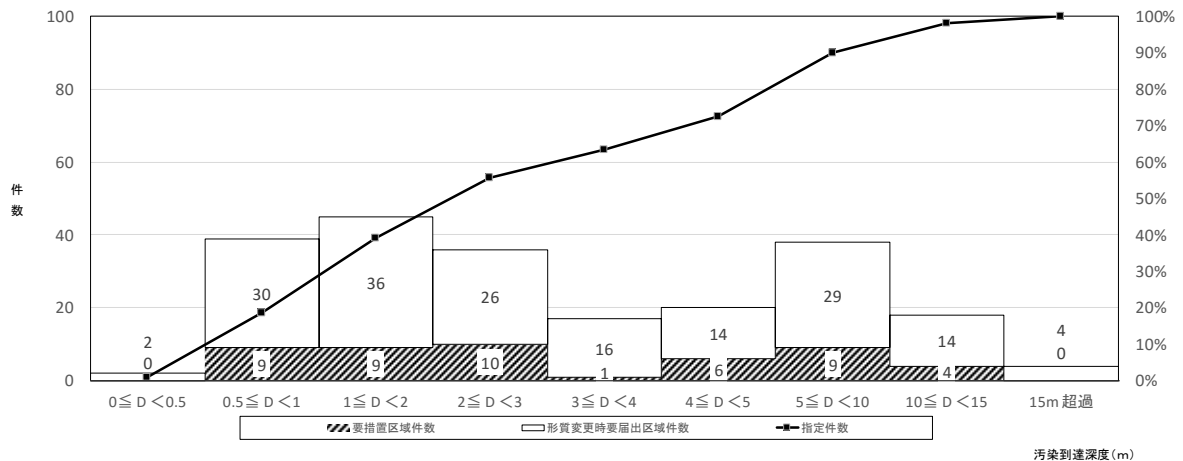


図 3-5 汚染到達深度（平成 27 年度）

3) 基準不適合土量

基準不適合土量について、表 3-16 及び図 3-6 に示す。平成 27 年度の指定件数においては、「500m³以上 1000m³未満」、「100m³以上 200m³未満」、「1,000m³以上 3,000m³未満」の順に多かった。

表 3-16 基準不適合土量（平成 27 年度）

基準不適合土量 (m ³)	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%
0 ≤ V < 50	2	7%	8	7%	10	7%	2	22%	8	6%	0	0%	0	0%
50 ≤ V < 100	6	29%	13	18%	19	20%	1	33%	18	21%	0	0%	0	0%
100 ≤ V < 200	6	50%	17	33%	23	36%	2	56%	21	37%	0	0%	0	0%
200 ≤ V < 500	5	68%	16	47%	21	51%	3	89%	16	50%	0	0%	2	25%
500 ≤ V < 1,000	3	79%	22	66%	25	69%	1	100%	23	68%	0	0%	1	38%
1,000 ≤ V < 3,000	3	89%	19	83%	22	84%	0	100%	20	84%	0	0%	2	63%
3,000 ≤ V < 5,000	0	89%	5	87%	5	87%	0	100%	3	87%	0	0%	2	88%
5,000 ≤ V < 10,000	1	93%	9	95%	10	94%	0	100%	9	94%	0	0%	1	100%
10,000m ³ 以上	2	100%	6	100%	8	100%	0	100%	8	100%	0	0%	0	100%
小計	28	-	115	-	143	-	9	-	126	-	0	-	8	-
不明件数	44	-	292	-	336	-	22	-	260	-	0	-	54	-
回答事例数	72	-	407	-	479	-	31	-	386	-	0	-	62	-
平均土量(m ³)	2,852		3,004		2,974		232		3,202		0		2,463	
最大土量(m ³)	50,121		98,827		98,827		622		98,827		0		5,892	
合計土量(m ³)	79,867		345,431		425,298		2,088		403,507		0		19,703	

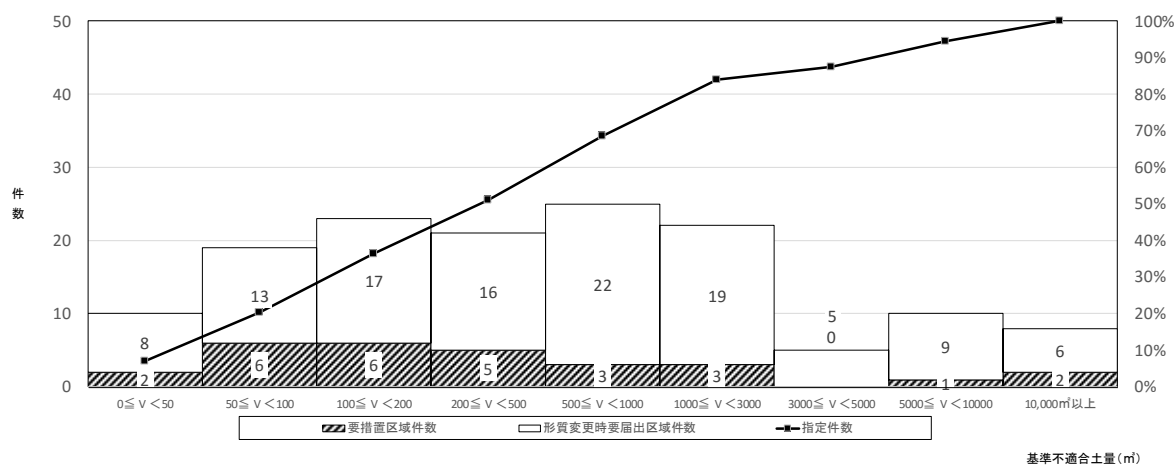


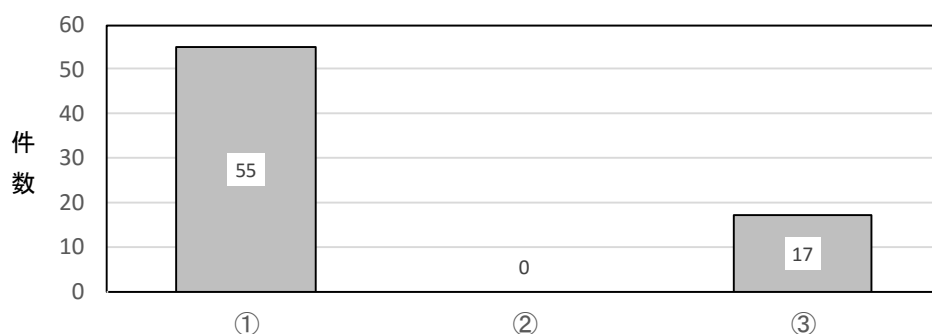
図 3-6 基準不適合土量（平成 27 年度）

3.2.5 摂取経路

平成 27 年度に指定された要措置区域において、摂取経路ごとの土壌汚染の状況を表 3-17 及び図 3-7 に示す。平成 27 年度では、要措置区域において土壌溶出量基準のみ不適合である件数は 55 件であり、うち「周辺での地下水の飲用利用等がある」は 44 件（80%）であった。土壌含有量基準のみ不適合である件数は 0 件であった。土壌溶出量基準・土壌含有量基準がともに基準不適合である件数は 17 件であり、うち「周辺での地下水の飲用利用等がある」は 12 件（71%）であった。

表 3-17 摂取経路でみた場合の土壌汚染の状況（平成 27 年度）

	要措置区域 件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
① 土壌溶出量基準にのみ不適合の事例	55	18	30	0	7
周辺での地下水の飲用利用等がある	44	12	26	0	6
水道事業用の井戸がある	4	2	2	0	0
災害時の飲用井戸がある	1	1	0	0	0
公共用水域がある	0	0	0	0	0
飲用井戸等はない	0	0	0	0	0
その他	6	3	2	0	1
② 土壌含有量基準にのみ不適合の事例	0	0	0	0	0
当該土地に人が立ち入ることができる	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
③ 土壌溶出量基準・土壌含有量基準がともに不適合の事例	17	0	14	0	3
周辺での地下水の飲用利用等がある	12	0	10	0	2
水道事業用の井戸がある	0	0	0	0	0
災害時の飲用井戸がある	0	0	0	0	0
公共用水域がある	0	0	0	0	0
飲用井戸等はない	1	0	1	0	0
当該土地に人が立ち入ることができる	1	0	0	0	1
その他	3	0	3	0	0
回答事例数	72	18	44	0	10



注) ①～③は下記番号を示す。

- ① 土壌溶出量基準にのみ不適合の事例
- ② 土壌含有量基準にのみ不適合の事例
- ③ 土壌溶出量基準・土壌含有量基準がともに不適合の事例

図 3-7 摂取経路でみた場合の土壌汚染の状況の区分（平成 27 年度）

3.2.6 措置実施者及び費用負担者、土地所有者

平成 27 年度に指定された要措置区域において、指示を受けた者、措置実施者及び費用負担者と土地所有者等との関係を表 3-18 に示す。平成 27 年度では、要措置区域において指示を受けた者のうち「土地所有者（かつ汚染原因者である）」が 42 件（58%）と最も多かった。また、要措置区域の措置実施者としては、土地所有者（かつ汚染原因者である）が 35 件（49%）と最も多かった。さらに、要措置区域の費用負担者としても、土地所有者（かつ汚染原因者である）が 29 件（40%）と最も多かった。

表 3-18 指示を受けた者、措置実施者及び費用負担者と土地所有者等との関係（複数回答有）
（平成 27 年度）

	土地所有者 （かつ汚染原因者である）	土地所有者 （かつ汚染原因者でない）	管理者又は占有者 （かつ汚染原因者である）	管理者又は占有者 （かつ汚染原因者でない）	汚染原因者（左記以外）	不明	未定	小計
指示を受けた者	42	26	0	3	1	-	-	72
措置実施者	35	26	0	3	0	8	0	72
費用負担者	29	12	1	0	0	30	0	72